

第五十一回 参議院内閣委員会會議録第四号

昭和四十一年二月八日(火曜日)
午前十時三十七分開会

委員の異動

十二月二十八日
辞任 八田 一朗君 補欠選任 郡 祐一君

十二月二十九日
辞任 郡 祐一君 補欠選任 八田 一朗君

一月十八日
辞任 鬼木 勝利君 補欠選任 北條 浩君

一月二十日
北條 浩君 補欠選任 鬼木 勝利君

一月二十八日
林田 正治君 補欠選任 熊谷太三郎君

二月三日
辞任 石原幹市郎君 補欠選任 重宗 雄三君

二月四日
辞任 重宗 雄三君 補欠選任 石原幹市郎君

委員長の異動
一月二十八日柴田榮君委員長辞任につき、その補欠として熊谷太三郎君を議院において委員長に選任した。

出席者は左のとおり。
委員長 熊谷太三郎君
理事 柴田 榮君

委員

八田 一朗君
伊藤 眞道君
北村 暢君

増原 恵吉君
三木與吉郎君
森 八三三君

山本茂一郎君
中村 英男君
松本治一郎君

山本伊三郎君
多田 省吾君

伊藤 清君

事務局側

常任委員会専門員

本日の會議に付した案件

○理事の辞任及び補欠互選の件

○委員長(熊谷太三郎君) それではただいまから内閣委員会を開議いたします。

この際、一言ごあいさつを申し上げます。

過去一年にわたり、公正、円満な委員会の運営に当たってこられました熊谷太三郎君の御指導と御協力をいただきまして、不肖私がかつては内閣委員会の委員長に選任されましたことは、まことに光栄に存じております次第でございます。御推選をいただきまして、この上は、理事の各位をはじめ、委員の方々に御指導と御協力をいただき、誠意をもって公正、円満な委員会の運営をはかり、もって職責の遂行のために微力を尽したい所存でございます。何とぞ各位の

格別のお力添えを賜りますようお願いを申し上げます。

○委員(熊谷太三郎君) 御異議ないと認め、さつき決定いたしました。

○委員長(熊谷太三郎君) 委員の異動について御報告を申し上げます。

去る一月二十八日、林田正治君が辞任され、その補欠として私が、二月三日、石原幹市郎君が辞任され、その補欠として重宗雄三君が、また四日、重宗雄三君が辞任され、その補欠として石原幹市郎君が、それぞれ選任されました。

○委員長(熊谷太三郎君) 次に、理事の辞任についておはかりいたします。

三木與吉郎君から都合により理事を辞任いたしたい旨の申し出がございまして、これを許可することに御異議ございませんか。

○委員長(熊谷太三郎君) 御異議ないと認め、さつき決定いたしました。

○委員長(熊谷太三郎君) 御異議ないと認め、さつき決定いたしました。

○委員長(熊谷太三郎君) 御異議ないと認め、さつき決定いたしました。

○委員長(熊谷太三郎君) 御異議ないと認め、さつき決定いたしました。

○委員長(熊谷太三郎君) 御異議ないと認め、さつき決定いたしました。

○委員長(熊谷太三郎君) 御異議ないと認め、さつき決定いたしました。

○委員長(熊谷太三郎君) 御異議ないと認め、さつき決定いたしました。

○委員長(熊谷太三郎君) 御異議ないと認め、さつき決定いたしました。

○委員長(熊谷太三郎君) 御異議ないと認め、さつき決定いたしました。

○委員長(熊谷太三郎君) 御異議ないと認め、さつき決定いたしました。

○委員長(熊谷太三郎君) 御異議ないと認め、さつき決定いたしました。

○委員長(熊谷太三郎君) 御異議ないと認め、さつき決定いたしました。

○委員長(熊谷太三郎君) 御異議ないと認め、さつき決定いたしました。

じますが、御異議ございませんか。

○委員長(熊谷太三郎君) 御異議ないと認め、さつき決定いたしました。

○委員長(熊谷太三郎君) 御異議ないと認め、さつき決定いたしました。

○委員長(熊谷太三郎君) 御異議ないと認め、さつき決定いたしました。

○委員長(熊谷太三郎君) 御異議ないと認め、さつき決定いたしました。

○委員長(熊谷太三郎君) 御異議ないと認め、さつき決定いたしました。

○委員長(熊谷太三郎君) 御異議ないと認め、さつき決定いたしました。

○委員長(熊谷太三郎君) 御異議ないと認め、さつき決定いたしました。

○委員長(熊谷太三郎君) 御異議ないと認め、さつき決定いたしました。

○委員長(熊谷太三郎君) 御異議ないと認め、さつき決定いたしました。

○委員長(熊谷太三郎君) 御異議ないと認め、さつき決定いたしました。

○委員長(熊谷太三郎君) 御異議ないと認め、さつき決定いたしました。

○委員長(熊谷太三郎君) 御異議ないと認め、さつき決定いたしました。

○委員長(熊谷太三郎君) 御異議ないと認め、さつき決定いたしました。

○委員長(熊谷太三郎君) 御異議ないと認め、さつき決定いたしました。

○委員長(熊谷太三郎君) 御異議ないと認め、さつき決定いたしました。

○委員長(熊谷太三郎君) 御異議ないと認め、さつき決定いたしました。

○委員長(熊谷太三郎君) 御異議ないと認め、さつき決定いたしました。

○委員長(熊谷太三郎君) 御異議ないと認め、さつき決定いたしました。

下に「と、同項第四号中「国の負担金」とあるのは「職員団体の負担金」を加え、同項を同条第五項とし、同条第三項中「前項」を「第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 国の特別会計においてその俸給を支弁する職員である組合員に係る前項第一号の短期給付に要する費用についての国の負担金については、同号の短期給付に要する費用の百分の二十に相当する金額は、国の一般会計からそれぞれの特別会計に繰り入れるものとする。

第百二十五条中「同項第一号、第三号及び第四号中「国の負担金」とあるのは「組合の負担金」を「同項第一号中「国の負担金百分の七十」とあるのは「国の負担金百分の二十、組合の負担金百分の五十」に改め、「国の負担金百分の十五、組合の負担金百分の四十二・五」の下に「と、同項第三号及び第四号中「国の負担金」とあるのは「組合の負担金」を加える。

(公共企業体職員等共済組合法の一部改正)
第二条 公共企業体職員等共済組合法(昭和三十一年法律第百三十四号)の一部を次のように改正する。

第六十六条第四項中「又は前項に規定する労働組合は、第一項又は前項」を「第三項に規定する労働組合又は国は、第一項、第三項又は前項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 国は、組合員に係る短期給付に要する費用の百分の二十に相当する金額を負担し、その金額を毎月末日までに組合に払い込まなければならない。

附則

(施行期日)
1 この法律は、公布の日から施行する。

(国家公務員共済組合法の一部改正に伴う経過措置)
2 第一条の規定による改正後の国家公務員共済

組合法第九十九条第二項、第三項及び第五項並びに第百二十五条(同法第百二十六条第二項において準用する場合を含む。)の規定は、この法律の施行の日の属する月分以後の掛金及び負担金について適用し、同月前の月分の掛金及び負担金については、なお従前の例による。

(公共企業体職員等共済組合法の一部改正に伴う経過措置)
3 第二条の規定による改正後の公共企業体職員等共済組合法第六十六条第四項の規定は、この法律の施行の日の属する月分以後の負担金について適用し、同月前の月分の負担金については、なお従前の例による。

二月二日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、文部省設置法の一部を改正する法律案
一、厚生省設置法の一部を改正する法律案
一、経済企画庁設置法の一部を改正する法律案
一、科学技術庁設置法の一部を改正する法律案
一、運輸省設置法の一部を改正する法律案

文部省設置法の一部を改正する法律案
文部省設置法の一部を改正する法律案
文部省設置法(昭和二十四年法律第百四十六号)の一部を次のように改正する。

第六十六条第一項中「調査局」を「文化局」に改める。

第七十七条第十五号を第二十一号とし、第十四号の二の次に次の六号を加える。

十五 基本的な文教施策について、調査し、及び企画し、並びに文部省の所掌事務の運営について評価すること。

十六 文部省の所掌事務に関する一般の調査統計を行ない、必要な資料を収集し、解釈し、及びこれらの結果を利用に供すること。

十七 文部省の調査統計について、年次計画を立案し、及び調整すること。

十八 外国の教育事情について、調査研究を行ない、及びその結果を利用に供すること。

十九 文部省の所掌事務に関する年次報告、要覧、時報等を編集し、及び頒布すること。

二十 国立国会図書館支部文部省図書館に関すること。

第九十九条第十三号の次に次の一号を加える。

十三の二 外国人留学生の受入れの連絡及び海外への留学生の派遣に関すること。

第十号第一号中「国立近代美術館、国立西洋美術館、国立社会教育研究所及び日本芸術院」を「及び国立社会教育研究所」に改め、同条第二号中「国民の文化的生活向上のための活動を含む。以下この条において同じ。」を削り、同条第八号から第十一号までを削る。

第十一条を次のように改める。

(文化局の事務)
第十一条 文化局においては、次の事務をつかさどる。

一 文化(文化財保護法に規定する文化財に係る事項を除く。以下この条において同じ。)の振興に関し、企画し、及び援助と助言を与えること。

二 国語の改良及びその普及に関すること。

三 著作権の登録等著作権に関する事務及び予約出版の届出の受理に関する事務を行なうこと。

四 教育職員、学徒、研究者、著作家、芸術家、国際的な文化及び運動競技に関する会合の参加者等の諸外国との交換に関し、条約その他の国際約束に従い、国際的取決めに交渉し、及び締結すること。

五 教育、学術又は文化に関する国際的諸活動についての各部署の事務の連絡調整に関すること。

六 国内におけるユネスコ活動に関し、法令案を作成し、及び法人の設立を認可すること。

七 日本ユネスコ国内委員会、国立近代美術館、国立西洋美術館、国立国語研究所及び日本芸術院に関し、予算案の準備その他の他部署に属しない事務を行なうこと。

八 文化の振興及び普及のための補助に関すること。

九 文化に関する展示会、講習会その他の催しを主催し、又はこれに参加すること。

十 文化に関する資料を収集し、作成し、及び利用に供すること。

十一 宗教に関する情報資料の収集及び宗教団体との連絡に関すること。

十二 宗教法人の規則等の認証を行なうこと。

第十三条第一項第二号中「関する」を「関し、国内における国際協力に関する事務を行ない、及び」に改める。

第三十一条の表中「九三、六〇九人」を「九七、五一七人」に、「九一、二七六人」を「九五、一八三人」に、「五三九人」を「五四六六人」に、「九四、一四八人」を「九八、〇六三人」に改める。

附則
1 この法律は、昭和四十一年五月一日から施行する。ただし、第三十一条の改正規定は、同年四月一日から施行する。

2 宗教法人法(昭和二十六年法律第百二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十六条中「調査局」を「文化局」に改める。

厚生省設置法の一部を改正する法律案
厚生省設置法の一部を改正する法律案
厚生省設置法(昭和二十四年法律第百五十一号)の一部を次のように改正する。

第二十一条第五項中「及び助産婦」を「助産婦及び衛生検査技師」に改める。

第三十六条の九(見出しを含む。)中「社会保険研究所」を「社会保険大学校」に改める。

附則

この法律は、昭和四十一年四月一日から施行する。

経済企画庁設置法の一部を改正する法律案

経済企画庁設置法の一部を改正する法律案

経済企画庁設置法(昭和二十七年法律第二百六十三号)の一部を次のように改正する。

第十五条中「五百九十一人」を「五百九十四人」に改める。

附則

この法律は、昭和四十一年四月一日から施行する。

科学技術庁設置法の一部を改正する法律案

科学技術庁設置法の一部を改正する法律案

科学技術庁設置法(昭和三十一年法律第四十九号)の一部を次のように改正する。

第八条第二号中「及び金属材料技術研究所」を「金属材料技術研究所及び無機材料研究所」に改める。

第十六条中「宇宙開発推進本部」を「宇宙開発推進本部」に改める。

第二十條の二の次に次の一条を加える。

(無機材料研究所)

第二十條の三 無機材料研究所は、次に掲げる事務をつかさどる機関とする。

一 非金属無機材料に係る超高純度材料及びこれに類する材質の創製に関する研究を行なうこと。

二 前号の研究に伴い得られた物を試料として提供すること。

三 委託に応じ、第一号の研究を行なうこと。

無機材料研究所は、東京都に置く。

第二十四条中「千八百六十人」を「千九百五人」に改める。

附則

この法律は、昭和四十一年四月一日から施行する。

運輸省設置法の一部を改正する法律案

運輸省設置法の一部を改正する法律案

運輸省設置法(昭和二十四年法律第五十七号)の一部を次のように改正する。

目次中「第三十九条―第五十五条の三」を「第三十九条―第五十五条の四」に、「航空交通管制本部(第五十五条の三)」を「航空交通管制部(第五十五条の三・第五十五条の四)」に改める。

第二十三条第一項中第十号から第十四号の二までを削り、第十五号を第十号とし、第十六号を第十一号とし、第十七号を第十二号とする。

第二十五条第一項第十一号の三中「水先人の試験を「水先」に改め、同号を同項第十二号とする。

第三十条第一項中「第一号」の下に「及び第二号」を加え、「第二号から第五号まで」を「第三号から第六号まで」に改め、同項第五号中「関すること」の下に「(港務技術研究所の所掌に属するものを除く。)」を加え、同号を同項第六号とし、同項第四号を同項第五号とし、同項第三号を同項第四号とし、同項第二号中「関すること」の下に「(前号に掲げるものを除く。)」を加え、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 人工衛星による航法の開発に関すること。

第三十条第二項中「前項第一号」の下に「及び第二号」を加え、「同項第二号から第五号まで」を「同項第三号から第六号まで」に改める。

第三十一条第一項に次の一号を加える。

三 飛行場の土木施設の建設、改良及び保全に関すること。

第三十八条に次の一項を加える。

3 第一項の表に掲げる附属機関のうち、港務審議会は、同表に規定する事項のほか、昭和四十三年三月三十一日までの間に限り、運輸大臣の諮問に応じて港務運送事業の合理化に関する重要事項を調査審議することができる。

第三十九条中「航空交通管制本部」を「航空交通管制部」に改める。

第四十条第一項中第四号の四を削り、第四号の五を第四号の四とし、第四号の六から第四号の八までを一号ずつ繰り上げる。

第五十五条の二第二項第二号を次のように改める。

二 航空交通管制のうち、飛行場管制、着陸誘導管制及びターミナル・レーダー管制に関すること。

第五十五条の二第二項第三号及び第四項中「航空交通管制本部」を「航空交通管制部」に改める。

第二章第四節第五款を次のように改める。

第五款 航空交通管制部

(所掌事務)

第五十五条の三 航空交通管制部は、本省の所掌事務のうち、次の事務を分掌する。

一 航空交通管制のうち、航空路管制及び進入管制に関すること。

二 飛行計画の承認に関すること。

運輸大臣は、必要がある場合は、航空交通管制部の所掌事務の一部を航空保安事務所に分掌させることができる。

(名称、位置等)

第五十五条の四 航空交通管制部の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
札幌航空交通管制部	札幌市
東京航空交通管制部	東京都北多摩郡久留米町
福岡航空交通管制部	福岡市

2 航空交通管制部の管轄区域及び内部組織は、運輸省令で定める。

第八十三条の表を次のように改める。

区 分	定 員
本省	一五、〇五六人
船員労働委員会	五四人
海上保安庁	一一、二三六人
海難審判庁	二四〇人
気象庁	六、一二三人
合 計	三三、七〇八人

附則

1 この法律は、昭和四十一年四月一日から施行する。

(経過規定)

2 運輸省本省の定員は、改正後の運輸省設置法第八十三条の規定にかかわらず、昭和四十二年二月二十八日までの間は、一万五千五十七人とする。

(海上保安庁法の一部改正)

3 海上保安庁法(昭和二十三年法律第二十八号)の一部を次のように改正する。

第七條第二号の次に次の二号を加える。

二の二 遭難船舶の救護並びに漂流物及び沈没品の処理に関する制度に関する事項

二の三 海難の調査(海難審判庁の行なうものを除く。)に関する事項

第七條第六号の次に次の一号を加える。

六の二 港則に関する事項

(航空法の一部改正)

4 航空法(昭和二十七年法律第二百三十一号)の一部を次のように改正する。

第三百三十七條第一項中「航空交通管制本部長」を「航空交通管制部長」に改める。

(自衛隊法の一部改正)

5 自衛隊法(昭和二十九年法律第六十五号)の一部を次のように改正する。

この請願の趣旨は、第三五号と同じである。

第六七号 昭和四十年十二月二十一日受理
退職公務員の恩給、共済年金等に関する請願（二通）
請願者 兵庫県西宮市神呪町八 紅谷進二
外千三百九十七名
紹介議員 青田源太郎君
この請願の趣旨は、第三五号と同じである。

第八六号 昭和四十年十二月二十一日受理
退職公務員の恩給、共済年金等に関する請願（二通）
請願者 徳島市春日町前野 千眼智見外二
百六十一名
紹介議員 紅露 みつ君
この請願の趣旨は、第三五号と同じである。

第九二号 昭和四十年十二月二十二日受理
退職公務員の恩給、共済年金等に関する請願
請願者 北海道三笠市多賀町二〇 吉原三
代 吉外千六百六十一名
紹介議員 川村 清一君
この請願の趣旨は、第三五号と同じである。

第一〇六号 昭和四十年十二月二十二日受理
退職公務員の恩給、共済年金等に関する請願
請願者 北海道旭川市曙三条四丁目 小野
實外千二百五十九名
紹介議員 竹田 現照君
この請願の趣旨は、第三五号と同じである。

第一〇七号 昭和四十年十二月二十二日受理
退職公務員の恩給、共済年金等に関する請願
請願者 熊本県八代市福正久保町七六八
奥村政外四千三百三十九名
紹介議員 沢田 一精君

この請願の趣旨は、第三五号と同じである。

第一〇八号 昭和四十年十二月二十二日受理
退職公務員の恩給、共済年金等に関する請願（二通）
請願者 東京都中野区上高田四の三六 小
池俊雄外九千三百八十名
紹介議員 安井 謙君
この請願の趣旨は、第三五号と同じである。

第一〇九号 昭和四十年十二月二十二日受理
退職公務員の恩給、共済年金等に関する請願
請願者 福岡市梅光園五四三郵政退職者連
盟福岡県支部内 梅野嶺人外千
六十名
紹介議員 剣木 亨弘君
この請願の趣旨は、第三五号と同じである。

第一三〇号 昭和四十年十二月二十三日受理
退職公務員の恩給、共済年金等に関する請願
請願者 大阪市阿倍野区共立通二ノ七六
浜中四郎外三万二千五百二十名
紹介議員 赤間 文三君
この請願の趣旨は、第三五号と同じである。

第一三二号 昭和四十年十二月二十三日受理
退職公務員の恩給、共済年金等に関する請願（二通）
請願者 東京都小平市天神町二の二九六
瀬沼永真外九千五百八十八名
紹介議員 石井 桂君
この請願の趣旨は、第三五号と同じである。

第一三七号 昭和四十年十二月二十四日受理
退職公務員の恩給、共済年金等に関する請願
請願者 長崎市岡町七ノ一〇 馬場虎記外
九千二百十六名
紹介議員 久保 勘一君

この請願の趣旨は、第三五号と同じである。

第一五二号 昭和四十年十二月二十四日受理
退職公務員の恩給、共済年金等に関する請願（二通）
請願者 兵庫県西脇市富田町 笹倉富太郎
外千五百一十一名
紹介議員 中野 文門君
この請願の趣旨は、第三五号と同じである。

第一五三号 昭和四十年十二月二十四日受理
退職公務員の恩給、共済年金等に関する請願（三通）
請願者 兵庫県三田市木器一三八兵庫県退
職公務員連盟三田支部内 岡田重
一外六百四十八名
紹介議員 岸田 幸雄君
この請願の趣旨は、第三五号と同じである。

第二二〇号 昭和四十年十二月二十九日受理
退職公務員の恩給、共済年金等に関する請願
請願者 茨城県古河市大字古河五、五二九
鈴木西松外四千三百五十五名
紹介議員 中村喜四郎君
この請願の趣旨は、第三五号と同じである。

第二四三三号 昭和四十一年一月六日受理
退職公務員の恩給、共済年金等に関する請願
請願者 京都府亀岡市紺屋町六二 谷村正
治外千九百四十一名
紹介議員 大野木秀次郎君
この請願の趣旨は、第三五号と同じである。

第二四四号 昭和四十一年一月六日受理
退職公務員の恩給、共済年金等に関する請願（二通）
請願者 京都市上京区塔之段桜木町三九五
鈴木博也外八百八十三名

この請願の趣旨は、第三五号と同じである。

第二六三三号 昭和四十一年一月八日受理
退職公務員の恩給、共済年金等に関する請願（七通）
請願者 京都市北区紫竹上芝本町一八八
進藤友之外八百五十六名
紹介議員 植木 光教君
この請願の趣旨は、第三五号と同じである。

第二八〇号 昭和四十一年一月十日受理
退職公務員の恩給、共済年金等に関する請願
請願者 佐賀市北川副町南佐賀団地郵政退
職者九州連盟佐賀県支部内 諸岡
芳夫外四百二十名
紹介議員 鍋島 直昭君
この請願の趣旨は、第三五号と同じである。

第二八一号 昭和四十一年一月十日受理
退職公務員の恩給、共済年金等に関する請願（三通）
請願者 京都市東山区山科日ノ岡鴨土町五
七 樋口安次郎外五百五十九名
紹介議員 植木 光教君
この請願の趣旨は、第三五号と同じである。

第二八六号 昭和四十一年一月十一日受理
退職公務員の恩給、共済年金等に関する請願（三通）
請願者 宮城県仙台市長町字土手内三ノ一
八 木村健三郎外三千七百三十九
名
紹介議員 西村 尚治君
この請願の趣旨は、第三五号と同じである。

第三〇五号 昭和四十一年一月十三日受理
退職公務員の恩給、共済年金等に関する請願

第一部 内閣委員会会議録第四号 昭和四十一年二月八日【参議院】

請願者 京都府相楽郡加茂町船屋 山本喜雄外六十名
紹介議員 植木 光教君
この請願の趣旨は、第三五号と同じである。

第三〇六号 昭和四十一年一月十三日受理
退職公務員の恩給、共済年金等に関する請願

請願者 福島県双葉郡富岡町夜森南三ノ三四福島県退職公務員連盟双葉支部内 白土六郎外二百九名
紹介議員 石原幹市郎君
この請願の趣旨は、第三五号と同じである。

第三三〇号 昭和四十一年一月十七日受理
退職公務員の恩給、共済年金等に関する請願（十五通）

請願者 名古屋市昭和区安田通巴荘内 浅川孝造外二千七百五十五名
紹介議員 草葉 隆圓君
この請願の趣旨は、第三五号と同じである。

第三三五号 昭和四十一年一月十七日受理
退職公務員の恩給、共済年金等に関する請願（五通）

請願者 熊本市健軍町一、八〇〇ノ三七二 成瀬春光外二百名
紹介議員 森中 守義君
この請願の趣旨は、第三五号と同じである。

第三四三三号 昭和四十一年一月十八日受理
退職公務員の恩給、共済年金等に関する請願（五通）

請願者 熊本県本渡市本渡町今釜 横内純一外百五十四名
紹介議員 森中 守義君
この請願の趣旨は、第三五号と同じである。

第三八一号 昭和四十一年一月十九日受理
退職公務員の恩給、共済年金等に関する請願（五通）

請願者 熊本市京町本丁一七 磯崎登外百五十四名
紹介議員 森中 守義君
この請願の趣旨は、第三五号と同じである。

第三九〇号 昭和四十一年一月二十日受理
退職公務員の恩給、共済年金等に関する請願（五通）

請願者 熊本県山鹿市東通町一、一〇五ノ四 堀定次外百五十四名
紹介議員 森中 守義君
この請願の趣旨は、第三五号と同じである。

第四六七号 昭和四十一年一月二十四日受理
退職公務員の恩給、共済年金等に関する請願（五通）

請願者 熊本県宇土市野鶴 田端勝義外百五十四名
紹介議員 森中 守義君
この請願の趣旨は、第三五号と同じである。

第五二五号 昭和四十一年一月二十六日受理
退職公務員の恩給、共済年金等に関する請願

請願者 北海道上川郡美瑛町大町一丁目 森川義一外千四百七十七名
紹介議員 横川 正市君
この請願の趣旨は、第三五号と同じである。

第四〇号 昭和四十年十二月二十日受理
旧軍人恩給に関する請願

請願者 栃木県那須郡黒羽町大字西郷一、四二一 華実武雄外千三百二十八名
紹介議員 植竹 春彦君
旧軍人恩給問題の現状とこれに対する請願者等の

総意を深く理解せられ、昭和四十一年度予算において、左記七項目につき合理的な解決を図られたい。

一、さらに適正な増額改定を行なうこと。
二、加算年を恩給年額の計算に算入すること。
三、仮定俸給の号俸を旧文官と同等に格付けすること。
四、一時恩給の年限を在職三年以上に是正すること。

五、旧海軍特務士官等の処遇を改善すること。
六、恩給の裁定事務を促進すること。
七、老令福祉年金の支給限度を改正すること。

理由
昭和二十七年以来における公務扶助料等を含めた軍恩問題に関する政府、与党の施策は、隠微中正なる国民の心情に少なからぬ影響を及ぼしているものと高く評価しているが、なお、多くの不合理、不均衡が残されていることは、本問題に対する第四十八回国会において、参議院が行なつた附帯決議及び、市町村等の議会から関係行政庁に提出されている意見書のとおりである。

第四一〇号 昭和四十年十二月二十日受理
旧軍人恩給に関する請願（二通）

請願者 新潟県高田市新潟県軍恩連盟高田支部内 篠原誠一郎外千三百二十二名
紹介議員 小柳 牧衛君
この請願の趣旨は、第四〇号と同じである。

第四二二号 昭和四十年十二月二十日受理
旧軍人恩給に関する請願（三通）

請願者 京都市伏見区加賀屋町京都府旧軍人関係恩給擁護連盟伏見連合支部内 原田義人外千九百六十三名
紹介議員 植木 光教君
この請願の趣旨は、第四〇号と同じである。

第四三三〇号 昭和四十年十二月二十日受理
旧軍人恩給に関する請願（四通）

請願者 愛知県春日井市島居松町一ノ四四 四愛知県軍恩連合会内 丸山政好外三万五千二百二十一名
紹介議員 草葉 隆圓君
この請願の趣旨は、第四〇号と同じである。

第四四四〇号 昭和四十年十二月二十日受理
旧軍人恩給に関する請願（五通）

請願者 愛知県刈谷市大字東境字向郷 加藤芳男外二万三千六百六十八名
紹介議員 青柳 秀夫君
この請願の趣旨は、第四〇号と同じである。

第四五五〇号 昭和四十年十二月二十日受理
旧軍人恩給に関する請願（六通）

請願者 愛知県知多郡大府町大字向畑 栗田朝一郎外三万二千四百四十七名
紹介議員 柴田 栄君
この請願の趣旨は、第四〇号と同じである。

第四六六〇号 昭和四十年十二月二十日受理
旧軍人恩給に関する請願（十三通）

請願者 兵庫県赤穂市大津六〇四兵庫県軍恩連盟赤穂支部内 大嶋修理外五千六百名
紹介議員 岸田 幸雄君
この請願の趣旨は、第四〇号と同じである。

第四七七〇号 昭和四十年十二月二十日受理
旧軍人恩給に関する請願（六通）

請願者 名古屋市西区南郷町二ノ四 丹羽金一外二万七千三百六十八名
紹介議員 八木 一郎君
この請願の趣旨は、第四〇号と同じである。

第四八号 昭和四十年十二月二十日受理
旧軍人恩給に関する請願

請願者 鳥取市丹後片原町七六 今村一二
外千八百八十名

紹介議員 宮崎 正雄君
この請願の趣旨は、第四〇号と同じである。

第四九号 昭和四十年十二月二十日受理
旧軍人恩給に関する請願

請願者 富山県西砺波郡福光町七九ノ一
紙居幸吉外一万三千四百三十名

紹介議員 櫻井 志郎君
この請願の趣旨は、第四〇号と同じである。

第五〇号 昭和四十年十二月二十日受理
旧軍人恩給に関する請願(四通)

請願者 鳥取県米子市内町七五 西海賢治
外六千二百五十七名

紹介議員 仲原 善一君
この請願の趣旨は、第四〇号と同じである。

第五八号 昭和四十年十二月二十一日受理
旧軍人恩給に関する請願

請願者 長野県西築摩郡上松町一、七〇四
見浦衛宗外八百二十四名

紹介議員 木内 四郎君
この請願の趣旨は、第四〇号と同じである。

第五九号 昭和四十年十二月二十一日受理
旧軍人恩給に関する請願

請願者 栃木県下都賀郡分寺町大字川中
子一、一九三 保沢清外六百八十
四名

紹介議員 田村 賢作君
この請願の趣旨は、第四〇号と同じである。

第六〇号 昭和四十年十二月二十一日受理
旧軍人恩給に関する請願

この請願の趣旨は、第四〇号と同じである。

請願者 神奈川県大和市深見二〇三 鈴木
虎之助外三百七十名

紹介議員 内藤三郎君
この請願の趣旨は、第四〇号と同じである。

第六一号 昭和四十年十二月二十一日受理
旧軍人恩給に関する請願

請願者 栃木県那須郡黒磯町大字豊浦一一
〇 田辺孝太郎外三千六百七十七名

紹介議員 植竹 春彦君
この請願の趣旨は、第四〇号と同じである。

第六二号 昭和四十年十二月二十一日受理
旧軍人恩給に関する請願(二通)

請願者 埼玉県大里郡大里村向谷 小林文
七外二百五十二名

紹介議員 土屋 義彦君
この請願の趣旨は、第四〇号と同じである。

第六三号 昭和四十年十二月二十一日受理
旧軍人恩給に関する請願(三通)

請願者 新潟県中蒲原郡村松町乙六六五
橋平正男外三千六十八名

紹介議員 佐藤 芳男君
この請願の趣旨は、第四〇号と同じである。

第六七号 昭和四十年十二月二十一日受理
旧軍人恩給に関する請願(三通)

請願者 徳島県三好郡山城町白川一一〇
中村勇外九百三十四名

紹介議員 紅露 みつ君
この請願の趣旨は、第四〇号と同じである。

第六八号 昭和四十年十二月二十一日受理
旧軍人恩給に関する請願(二十通)

請願者 茨城県那珂郡山方町大字小貫八一
五 相田武外一万二千四百三十四
名

紹介議員 中村喜四郎君
この請願の趣旨は、第四〇号と同じである。

第六九号 昭和四十年十二月二十二日受理
旧軍人恩給に関する請願

請願者 長野県北安曇郡池田町会集五、六
一一 宮沢源一外四百二十九名

紹介議員 木内 四郎君
この請願の趣旨は、第四〇号と同じである。

第九〇号 昭和四十年十二月二十二日受理
旧軍人恩給に関する請願(十二通)

請願者 山口県徳山市若宮町一ノ七 杉村
南平外九千二百三十名

紹介議員 二木 謙吾君
この請願の趣旨は、第四〇号と同じである。

第九一号 昭和四十年十二月二十二日受理
旧軍人恩給に関する請願(三十通)

請願者 広島市基町三 新田武外五万八千
八百三十名

紹介議員 川野 三曉君
この請願の趣旨は、第四〇号と同じである。

第一一〇号 昭和四十年十二月二十二日受理
旧軍人恩給に関する請願

請願者 熊本市大江町大江三九二熊本泉軍
恩連盟内 千田貞雄外五名

紹介議員 沢田 一精君
この請願の趣旨は、第四〇号と同じである。

第一一一号 昭和四十年十二月二十二日受理
旧軍人恩給に関する請願

請願者 茨城県筑波郡伊奈村大字高岡三二
六 塚田功外四百八十九名

紹介議員 郡 祐一君
この請願の趣旨は、第四〇号と同じである。

第一一二号 昭和四十年十二月二十二日受理
旧軍人恩給に関する請願

請願者 広島県松永市柳津町一四五八 井
上純一郎外千二百二十名

紹介議員 山本茂一郎君
この請願の趣旨は、第四〇号と同じである。

第一一三号 昭和四十年十二月二十二日受理
旧軍人恩給に関する請願

請願者 群馬県群馬郡群馬町大字棟高一、
九二八群馬県軍恩連盟群馬中部連
合支部内 西村貞正外千四百四十
八名

紹介議員 木暮武太夫君
この請願の趣旨は、第四〇号と同じである。

第一一四号 昭和四十年十二月二十二日受理
旧軍人恩給に関する請願(三通)

請願者 岩手県岩手郡松尾村松尾第二五地
割六三 松尾卓一外八百四十名

紹介議員 谷村 貞治君
この請願の趣旨は、第四〇号と同じである。

第一一五号 昭和四十年十二月二十二日受理
旧軍人恩給に関する請願(三通)

請願者 福岡県浮羽郡吉井町大字富永三三
六 小柳又雄外四千四百四十四名

紹介議員 鈴木 亨弘君
この請願の趣旨は、第四〇号と同じである。

第一一六号 昭和四十年十二月二十二日受理
旧軍人恩給に関する請願(五通)

請願者 和歌山市関戸三〇二和歌山県軍恩
連盟内 楠山英太郎外二千七百五
十九名

紹介議員 和田 鶴一君
この請願の趣旨は、第四〇号と同じである。

第一一七号 昭和四十年十二月二十二日受理
旧軍人恩給に関する請願(二十八通)

請願者 鳥取県安来市安来町一、一三四
内藤種次郎外二万八千五十五名

紹介議員 山本 利壽君
この請願の趣旨は、第四〇号と同じである。

第一一九号 昭和四十年十二月二十三日受理
旧軍人恩給に関する請願

請願者 長野県北安曇郡松川村五、五八一
奥原昌幸外百三十九名

紹介議員 木内 四郎君
この請願の趣旨は、第四〇号と同じである。

第二二〇号 昭和四十年十二月二十三日受理
旧軍人恩給に関する請願

請願者 埼玉県北葛飾郡松伏村大川戸三、
六四七 鈴木正男外二百六十五名

紹介議員 土屋 義彦君
この請願の趣旨は、第四〇号と同じである。

第二二三号 昭和四十年十二月二十三日受理
旧軍人恩給に関する請願

請願者 熊本市花園町柿原 増田仁平外一
万七千四百五十五名

紹介議員 林田 正治君
この請願の趣旨は、第四〇号と同じである。

第二三三号 昭和四十年十二月二十三日受理
旧軍人恩給に関する請願(二通)

請願者 京都府北桑田郡美山町北 中野英
三郎外三百九十三名

紹介議員 大野木秀次郎君
この請願の趣旨は、第四〇号と同じである。

第二三五号 昭和四十年十二月二十四日受理
旧軍人恩給に関する請願

請願者 長野県北安曇郡小谷村大字北小谷
請願者 長野県北安曇郡小谷村大字北小谷

四、三五八 松沢理一外百五十九
名

紹介議員 木内 四郎君
この請願の趣旨は、第四〇号と同じである。

第二三六号 昭和四十年十二月二十四日受理
旧軍人恩給に関する請願(七通)

請願者 長崎市中里名一、五二六 中田貢
外四千八百一名

紹介議員 久保 勤一君
この請願の趣旨は、第四〇号と同じである。

第二五四号 昭和四十年十二月二十四日受理
旧軍人恩給に関する請願

請願者 茨城県結城郡石下町新石下 生井
徳一外三百九十一名

紹介議員 郡 祐一君
この請願の趣旨は、第四〇号と同じである。

第二五五号 昭和四十年十二月二十四日受理
旧軍人恩給に関する請願(二通)

請願者 横浜市西区御所山町一八 神谷健
次外千九百八十四名

紹介議員 河野 謙三君
この請願の趣旨は、第四〇号と同じである。

第一五六号 昭和四十年十二月二十四日受理
旧軍人恩給に関する請願(六通)

請願者 兵庫県加東郡社町島居三七〇ノ一
兵庫東軍恩給連盟社支部内 大久
保潔外五千九百九十九名

紹介議員 中野 文門君
この請願の趣旨は、第四〇号と同じである。

第一六二号 昭和四十年十二月二十五日受理
旧軍人恩給に関する請願

請願者 長野県上伊那郡飯島町軍人恩給
請願者 長野県上伊那郡飯島町軍人恩給

連盟飯島支部内 片桐忠人外四百
八十九名

紹介議員 木内 四郎君
この請願の趣旨は、第四〇号と同じである。

第一六三号 昭和四十年十二月二十五日受理
旧軍人恩給に関する請願(五通)

請願者 千葉県山武郡成東町白樺八八一
藤田文武外千五百四十名

紹介議員 小沢久太郎君
この請願の趣旨は、第四〇号と同じである。

第一七四号 昭和四十年十二月二十五日受理
旧軍人恩給に関する請願

請願者 埼玉県大里郡江南村大字板井六〇
七 吉野勝文外四百名

紹介議員 土屋 義彦君
この請願の趣旨は、第四〇号と同じである。

第一七五号 昭和四十年十二月二十五日受理
旧軍人恩給に関する請願

請願者 岡山県御津郡津高町栢谷二五四
森立身外千一百十名

紹介議員 岡本 悟君
この請願の趣旨は、第四〇号と同じである。

第一七六号 昭和四十年十二月二十五日受理
旧軍人恩給に関する請願

請願者 岡山県津山市上河原三六九 杉本
義一外千六百八十二名

紹介議員 木村 睦男君
この請願の趣旨は、第四〇号と同じである。

第一七七号 昭和四十年十二月二十五日受理
旧軍人恩給に関する請願(九通)

請願者 鹿児島県川内市寄町八六二 橋
野重雄外千五百六十八名

紹介議員 田中 茂穂君

この請願の趣旨は、第四〇号と同じである。

第一八〇号 昭和四十年十二月二十七日受理
旧軍人恩給に関する請願

請願者 長野県北安曇郡白馬村一〇、五〇
八 松沢古寿外五十五名

紹介議員 木内 四郎君
この請願の趣旨は、第四〇号と同じである。

第一九二号 昭和四十年十二月二十七日受理
旧軍人恩給に関する請願

請願者 栃木県那須郡那須町大字伊王野
益子重雄外二千九百七十九名

紹介議員 船田 謙君
この請願の趣旨は、第四〇号と同じである。

第一九三号 昭和四十年十二月二十七日受理
旧軍人恩給に関する請願

請願者 熊本市大江町九品寺 梅木福右エ
門外一万七千七百九十三名

紹介議員 沢田 一精君
恩給法の改正にあつては、この際、左記の二点
につき配慮されたい。

一、本年改正の増額措置についての年令制限は、
ぜひとも明年度において撤廃すること。

二、加算年を恩給年額に加入する件については、
少なくとも明年度において普通恩給最短期限に
達するまで算入し、明後年度において全面的算
入を実現すること。

第一九四号 昭和四十年十二月二十七日受理
旧軍人恩給に関する請願

請願者 熊本県黒髪町坪井六九七 塚本保
外次一万五千五百十二名

紹介議員 國田 清充君
この請願の趣旨は、第四〇号と同じである。

この請願の趣旨は、第四〇号と同じである。

第一九五号 昭和四十年十二月二十七日受理
旧軍人恩給に関する請願(五通)

請願者 徳島県美馬郡穴吹町穴吹字岡ノ下
四九ノ二 佐藤千久吾外五千五百
九十四名

紹介議員 三木與吉郎君

この請願の趣旨は、第四〇号と同じである。

第二〇五号 昭和四十年十二月二十七日受理
旧軍人恩給に関する請願(二通)

請願者 長野県須坂市大字相之島四五
三木金悟外二千三百六十七名

紹介議員 木内 四郎君

この請願の趣旨は、第四〇号と同じである。

第二〇六号 昭和四十年十二月二十八日受理
旧軍人恩給に関する請願

請願者 石川県金沢市本町二の一の五石
川軍軍恩連盟内 平松政吉外一万
六千二百五十四名

紹介議員 林屋龜次郎君

この請願の趣旨は、第四〇号と同じである。

第二〇七号 昭和四十年十二月二十八日受理
旧軍人恩給に関する請願

請願者 徳島県小松島市横町 小牧恒夫外
五千六百六十四名

紹介議員 三木與吉郎君

この請願の趣旨は、第四〇号と同じである。

第二〇八号 昭和四十年十二月二十八日受理
旧軍人恩給に関する請願

請願者 岡山県玉野市和田八四九 東季夫
外六百十二名

紹介議員 近藤 鶴代君

軍人恩給には、今日なお左記のような不均衡不合理的が残されているから、本国会でこれら諸問題につき、さらに真剣な検討をせられ、一日も早く公

正な処遇となるよう配慮されたい。

一、旧軍人についてだけ、その恩給年額計算につき加算年が除外されていること。

二、恩給の基礎となる仮定俸給年額の現行号俸格付けは、かつて同等に格付けされていた旧文官に比較して不当に引き下げられていること。

三、一時恩給で旧文官の場合は旧法に準じ加算年を加えて三年以上の者に給され、旧軍人は昭和二十八年法律第五十五号で連続実在職七年以上とされたままであること。

四、海軍特務士官等は、退職時の俸給が一般士官より上位にあつたので、仮定俸給年額を再検討すること。

第二〇九号 昭和四十年十二月二十八日受理
旧軍人恩給に関する請願

請願者 北九州市八幡区大字尾倉八四九福
岡軍軍恩連盟八幡区連合支部内
林森寿外四千八百三名

紹介議員 亀井 光君

この請願の趣旨は、第四〇号と同じである。

第二一一号 昭和四十年十二月二十九日受理
旧軍人恩給に関する請願

請願者 茨城県石岡市大字井岡 鈴木高房
外六百九十二名

紹介議員 中村喜四郎君

この請願の趣旨は、第四〇号と同じである。

第二一二号 昭和四十年十二月二十九日受理
旧軍人恩給に関する請願(十二通)

請願者 福井県三方郡美浜町佐柿福井県温
交会三方支部内 江南利雄外二万
一千五百三十一名

紹介議員 高橋 衛君

この請願の趣旨は、第四〇号と同じである。

第二四五号 昭和四十一年一月六日受理

旧軍人恩給に関する請願

請願者 茨城県結城郡千代川村大字大園木
七八 小倉啓四郎外千三百九十名

紹介議員 那 祐一君

この請願の趣旨は、第四〇号と同じである。

第二四六号 昭和四十一年一月六日受理
旧軍人恩給に関する請願

請願者 茨城県新治郡桜村中根 大津忠雄
外千四百一十一名

紹介議員 中村喜四郎君

この請願の趣旨は、第四〇号と同じである。

第二四七号 昭和四十一年一月八日受理
旧軍人恩給に関する請願(六十二通)

請願者 岐阜県武儀郡河村市場八五八ノ
五 林桂太郎外二万七千七百四十
三名

紹介議員 古池 信三君

この請願の趣旨は、第四〇号と同じである。

第二四七号 昭和四十一年一月八日受理
旧軍人恩給に関する請願(八通)

請願者 兵庫県姫路市五軒邸一六二兵庫県
軍恩連盟姫路市連合支部内 久保
田溜外七千六百五十五名

紹介議員 青田源太郎君

この請願の趣旨は、第四〇号と同じである。

第二四八号 昭和四十一年一月十日受理
旧軍人恩給に関する請願

請願者 長野県大町市大字大町二、五二〇
福島昌次外二百八十六名

紹介議員 木内 四郎君

この請願の趣旨は、第四〇号と同じである。

第二四九号 昭和四十一年一月十日受理
旧軍人恩給に関する請願(十八通)

請願者 福島市遠瀬戸二六ノ一軍恩連盟福
島市支部内 粕谷留吉外三万九百
三十二名

紹介議員 石原幹市郎君

この請願の趣旨は、第四〇号と同じである。

第二四七号 昭和四十一年一月十一日受理
旧軍人恩給に関する請願

請願者 長野県東筑摩郡本郷村 丸山宗雄
外二百八十五名

紹介議員 木内 四郎君

この請願の趣旨は、第四〇号と同じである。

第二四八号 昭和四十一年一月十三日受理
旧軍人恩給に関する請願

請願者 長野県伊那市東春近九八二 井口
敦義外千八百八名

紹介議員 木内 四郎君

この請願の趣旨は、第四〇号と同じである。

第二四九号 昭和四十一年一月十三日受理
旧軍人恩給に関する請願

請願者 東京都武蔵野市吉祥寺北町一ノ二
三ノ一〇 高橋真十郎外三百六十
六名

紹介議員 安井 謙君

この請願の趣旨は、第四〇号と同じである。

第三〇〇号 昭和四十一年一月十三日受理
旧軍人恩給に関する請願

請願者 新潟県西蒲原郡巻町一区 金子善
太郎外四百三十六名

紹介議員 小柳 牧衛君

この請願の趣旨は、第四〇号と同じである。

第三〇一号 昭和四十一年一月十三日受理
旧軍人恩給に関する請願

附大阪郷友会内大阪府軍恩連盟内
和田完二外七十七名

紹介議員 赤間 文三君

この請願の趣旨は、第四〇号と同じである。

第三二〇号 昭和四十一年一月十三日受理
旧軍人恩給に関する請願(三通)

請願者 福岡県筑紫郡那珂川町不入道福岡
県軍恩連盟筑紫郡連合支部内 山
田比良喜外六千三百四十名

紹介議員 鈴木 亨弘君

この請願の趣旨は、第四〇号と同じである。

第三三〇号 昭和四十一年一月十三日受理
旧軍人恩給に関する請願(四通)

請願者 兵庫県西宮市戸塚町一六兵庫縣軍
恩連盟西宮支部内 阪本龍雄外四
千四百三十九名

紹介議員 中野 文門君

この請願の趣旨は、第四〇号と同じである。

第三一九号 昭和四十一年一月十四日受理
旧軍人恩給に関する請願

請願者 埼玉県北足立郡桶川町大字桶川
一、八六二 小島淳吾外五百十九
名

紹介議員 土屋 義彦君

この請願の趣旨は、第四〇号と同じである。

第三二〇号 昭和四十一年一月十四日受理
旧軍人恩給に関する請願(十二通)

請願者 秋田県由利郡島崎村伏見字川添七
三 大場広治外六千三百八名

紹介議員 松野 孝一君

この請願の趣旨は、第四〇号と同じである。

第三二九号 昭和四十一年一月十七日受理
旧軍人恩給に関する請願

請願者 長野県中野市西町六六八 青木太
郎外八百五名

紹介議員 木内 四郎君

この請願の趣旨は、第四〇号と同じである。

第三三三三号 昭和四十一年一月十七日受理
旧軍人恩給に関する請願

請願者 茨城県猿島郡総和村稻宮一、〇八
六 稲葉重男外千三百十四名

紹介議員 郡 祐一君

この請願の趣旨は、第四〇号と同じである。

第三三六号 昭和四十一年一月十八日受理
旧軍人恩給に関する請願

請願者 長野県上高井郡若穂町 西沢博男
外八百名

紹介議員 木内 四郎君

この請願の趣旨は、第四〇号と同じである。

第三五六号 昭和四十一年一月十九日受理
旧軍人恩給に関する請願

請願者 長野県上高井郡東村大字仁礼一、
八七一 駒津広志外三百五十四名

紹介議員 木内 四郎君

この請願の趣旨は、第四〇号と同じである。

第三五七号 昭和四十一年一月十九日受理
旧軍人恩給に関する請願

請願者 滋賀県高島郡安曇川町大字西万木
五四六 地村金二郎外千百十三名

紹介議員 奥村 悦造君

この請願の趣旨は、第四〇号と同じである。

第三八二二号 昭和四十一年一月二十日受理
旧軍人恩給に関する請願

請願者 宮崎市宮田町一ノ七四 中村肇外
八百一名

紹介議員 平島 敏夫君

この請願の趣旨は、第四〇号と同じである。

第三八八号 昭和四十一年一月二十日受理
旧軍人恩給に関する請願

請願者 長野県茅野市金沢二、二六一 笠
原家治外千五百八十七名

紹介議員 木内 四郎君

この請願の趣旨は、第四〇号と同じである。

第四一六号 昭和四十一年一月二十一日受理
旧軍人恩給に関する請願

請願者 長野県諏訪郡富士見町乙事五、〇
五二 三井武男外三百六十四名

紹介議員 木内 四郎君

この請願の趣旨は、第四〇号と同じである。

第四一八号 昭和四十一年一月二十二日受理
旧軍人恩給に関する請願

請願者 長野県岡谷市中央町二ノ四ノ一〇
林善人外三百三十一名

紹介議員 木内 四郎君

この請願の趣旨は、第四〇号と同じである。

第四二〇号 昭和四十一年一月二十四日受理
旧軍人恩給に関する請願

請願者 長野県上伊那郡南箕輪村二、六七
一ノ一 唐沢只久外二百八十五名

紹介議員 木内 四郎君

この請願の趣旨は、第四〇号と同じである。

第四七〇号 昭和四十一年一月二十五日受理
旧軍人恩給に関する請願

請願者 長野県諏訪郡下諏訪町東山田 岩
村俊夫外九十一名

紹介議員 木内 四郎君

第四七六号 昭和四十一年一月二十六日受理
旧軍人恩給に関する請願

請願者 長野県上高井郡小布施町押羽三七
七 田中松江外六百二十六名

紹介議員 木内 四郎君

この請願の趣旨は、第四〇号と同じである。

第一〇五号 昭和四十一年十二月二十二日受理
傷病恩給等の不均等は正に關する請願

請願者 和歌山市中の島四一九和歌山県傷
疾軍人連合会内 寺岡秀吉外一名

紹介議員 和田 鶴一君

第四十八回国会において、恩給法等の一部が改正
され、その中で傷病恩給の不均等のうち、年額の
是正及び周差が復元され、傷病恩給の問題点の一
端が解決されたが、改正が抜本的なものでないた
めに、多くの不均等が残され、また、新たな矛盾
不合理が生じているから、左記のとおりすみやか
に是正せられたい。

一、普通恩給受給者の傷病年金減額制を廃止する
こと。

二、傷病恩給額算定基準を改定すること。

三、裁定基準は正のため、専門調査会を設置する
こと。

四、特別加給を三万六千円に改正すると共に第三
項以下増加恩給や傷病年金を次のとおり加
給すること。第三項症ないし第七項症(年額)
二万四千円第一項症ないし第四項症(年額)一
万二千円

五、公務扶助料を一本化する。 (三)号扶助料
の廃止) すなわち増加恩給受給者が死亡したと
きはすべて第二号の規定による扶助料を支給す
ること。

六、目症者に年額一万二千円を下回らない年金を
支給すること。

七、受傷もしくは罹病後二十年を経過した有期傷
病恩給を無期恩給に改定すること。

理由 一、昭和四十年法律第八十二号で普通恩給受給者

一、昭和三十六年法律第三百三十九号で、戦地加算が復活し、また昭和四十年法律第八十二号で旧軍人遺族の公務扶助料倍率が四三・二割（旧法の戦國公務四八・〇割と普通公務三八・四割の中間倍率）に引き上げられるなど、普通恩給や公務扶助料では公務の特異性に格別の考慮が払われているのに、増加恩給や傷病年金だけが昭和二十八年法律第五百十五号で一律に普通公務を基準に算定したままであるのは不合理である。昭和三十三年法律第二百二十四号で傷病恩給の階級差が撤廃された際、最下級の兵の恩給額一本にしたのは不当な措置である。

四、昭和三十三年法律第百二十四号で新設された特別項症ないし第二項症の特別加給二万四千元は、その後の経済変動にもかかわらず一度も改められていない。

ハ、昭和二十一年勅令第六十八号できわめて少額な一時金（第一目症三百二十円）が支給されて以来、なんら所得補償の措置が講ぜられていない。

紹介議員 石原幹市郎君
戦病者の恩給に關して、左記事項の実現を圖られたい。

- 一、戦病(肺結核)の恩給裁定基準を、稼働能力を基礎として引き上げること。
- 二、有期恩給を無期恩給にすること。
- 三、内地発病の元軍人に傷病恩給を支給すること。

理由

- 一、肺結核の裁定に當つては、
- 一、肺活量の減少について、
- 二、空洞及び癒着の状態について、
- 三、胸かく成形術について、
- 四、肺切除術について、
- 五、カリエスについて、

六、合併症及び副作用による障害について、
具体的に数字をもつて明文化するのが適切である。又、戦傷と同様に、特項症基準である「常に就床を要しかつ複雑なる介護を要する者」には特項主、又「特項主並」(「複雑なる」)

に、第一項症を、又一項症基準である（一）精神能力の介護を要せざるも、常に就床を要する者」（二）精神的又は身体的作業能力を失いわずかに自用を弁じ得るに過ぎざるもの」には一項症を、更に二項症基準である「精神的又は身体的作業能力を大部を失いたる者」には、二項症を、以下これに準じて正しく残存稼働能力を評価して裁定を引き上げらるべきである。

二、最近の医学の著しい発達にもかかわらず、戦中戦後より療養を続けている者は、この負わされた精神的、肉体的更に経済的に不利な条件は年齢的にも、どうにもならないところまで追い込まれており、又肺機能の低下とそれに伴う心臓障害は、現在の進歩した医学でも回復の見込みがなく終身の障害とされている。

三、戦中戦後から二十年以上の間、傷病恩給の対象にもならず療養所の片隅で戦病の苦渋にある

第二七六号 昭和四十一年一月八日受理
戦病者の恩給裁定基準引上げ等に関する請願
請願者 千葉市仁戸名町六八八国立千葉療

養所戦病者の会内 常世田兵之助
外四十七名
紹介議員 小沢久太郎君
この請願の趣旨は、第一七八号と同じである。

第三〇四号 昭和四十一年一月十三日受理
 元南滿州鐵道株式會社職員であつた公務員等の恩
 給、共済問題に關する請願

請願者 青森市松森字佃二四五ノ三七 菊池正

紹介議員 笹森 順造君

元南滿州鉄道株式会社職員であつた国家公務員、地方公務員、三公社職員の恩給共済年限の通算措置については、第四十三回国会において、関係法律改正が行なわれ、要望の大部分が実現を見たの

あるが、現行規定ではなお左記の問題が未解決のため著しい不均衡が残存し、多数の不満を招来しているから、早期にこれが改正を實現されたい。満一日ケースの通算にあたり在職年を恩給共済最短期間で打切る規定を改め、実在職年数は完全通算すること。

、終戦後ソ連又は中共に抑留された期間を在職

年に通算すること。

一、終戦後の留用期間を在職年に通算すること。

二、共済組合法の長期給付に関し、非更新組合員にも在職年の通算措置を講ずること。

理由

国鉄在職期間を恩給又は共済年限に通算することにあたり、日一満一日ケースと、日一満ケースについては在職年をそのまま通算し、満一日ケースについては恩給共済最短期間をこえる年数は通算しないこととする。

い。現行法は、不公平である。また、朝鮮樺太等に在勤した日本官吏が抑留された場合は、抑留期間が日本官吏としての在勤期間に加算されるにかかわらず、満鉄職員については終戦時までは在職年の加算を認めながら終戦後の抑留又は留用期間の通算を認めないのは不均衡な処置である。更に今回の満鉄職員期間の通算措置は、国家公務員、地方公務員については現行共済組合法の施行日以前の退職者にも適用されるが、三公社職員については現行公共企業体職員等共済組合法の施行日以前の退職者で恩給公務員でなかつた者には通算の適用がないのは不合理である。なおこの問題については、第四十八回国会参議院内閣委員会において各党共同提案にかかる次のとおりの附帯決議が付せられている。

恩給法等の一部を改正する法律案に対する
附帯決議

「……外国政府及び外国特殊法人職員の恩給最短期間を超えたる在職年並びに抑留期間及び留用期間の通算等さらに検討すべき問題が残されている。……政府はこれらの問題について速かに検討の上善処するよう要望する。右決議する」

（本要望の該当者概数表添付）

第三二一號 昭和四十一年一月十四日受理
元南滿州鐵道株式會社職員であつた公務員等の恩
給、共済問題に關する請願

請願者 三重県上野市鉄砲町 豊味成治
 紹介議員 斎藤 昇君
 この請願の趣旨は、第三〇四号と同じである。

第三三二号 昭和四十一年一月十四日受理
元南滿州鐵道株式會社職員であつた公務員等の恩
給、共済問題に關する請願
請願者 茨城県那珂郡瓜連町中里 立花光
夫
紹介議員 大森 創造君
この請願の趣旨は、第三〇四号と同じである。

第三三七号 昭和四十一年一月十八日受理

元南滿州鉄道株式会社職員であつた公務員等の恩給、共済問題に関する請願(二通)

請願者 東京都北区西ヶ原二の四三 川原

田員雄外一名

紹介議員 山本伊三郎君

この請願の趣旨は、第三〇四号と同じである。

第三三八号 昭和四十一年一月十九日受理

元南滿州鉄道株式会社職員であつた公務員等の恩給、共済問題に関する請願(五通)

請願者 宮城県黒川郡大郷町不來内字泉田

四 高橋行雄外四名

紹介議員 高橋文五郎君

この請願の趣旨は、第三〇四号と同じである。

第三八三三号 昭和四十一年一月二十日受理

元南滿州鉄道株式会社職員であつた公務員等の恩給、共済問題に関する請願

請願者 宮崎市船塚町三八四 田崎良雄外

十一名

紹介議員 平島 敏夫君

この請願の趣旨は、第三〇四号と同じである。

第三八八九号 昭和四十一年一月二十日受理

元南滿州鉄道株式会社職員であつた公務員等の恩給、共済問題に関する請願

請願者 滋賀県坂田郡米原町二二六 久米

建次

紹介議員 西川甚五郎君

この請願の趣旨は、第三〇四号と同じである。

第五二二二号 昭和四十一年一月二十六日受理

元南滿州鉄道株式会社職員であつた公務員等の恩給、共済問題に関する請願

請願者 滋賀県大津市丸ノ内町三の一九

藤田慶一

紹介議員 奥村 悦造君

昭和四十一年二月十日印刷

この請願の趣旨は、第三〇四号と同じである。

第四二二三号 昭和四十一年一月二十四日受理

恩給、年金の増額及び恩給、年金の給与制度改善に関する請願

請願者 大阪市北区梅田町五二九財団法人

鉄道弘済会関西支部内関西国鉄O

B・C内 右近英一郎

紹介議員 天坊 裕彦君

恩給及び共済年金及びその給与制度について、左記のように改善されたい。

一、昭和四十年法律第八十二号及び八十三号(恩給、年金の改定法律)中の六十才以上七十才未満の者についての年令制限を撤廃すること。

二、恩給及び共済年金を国鉄職員の給与改定に即応して引き上げること。

三、退職年次による恩給及び共済年金の格差不均衡を合理的に改善すること。

四、恩給及び共済年金受給者に対する老令福祉年金支給停止の規定を全廃すること。

五、恩給及び年金を物価その他経済事情の変動に即応して引き上げる調整方法を法制化すること。

理由

恩給及び共済年金のベースが実際に改正されるまでは、常に現実と数年のずれがあり、受給者特に老令者の生活を著しく圧迫している実情にある。

第五二三三号 昭和四十一年一月二十六日受理

恩給、共済年金増額に関する請願

請願者 北海道小樽市緑町四の一 大和

清七郎

紹介議員 大和 与一君

恩給及び共済年金受給者の処遇改善について、すみやかに左記事項の実現を図るよう善処されたい。

一、恩給及び共済年金を現職公務員の給与改定に即応するよう昭和四十一年度において増額するとともに、退職年次別による格差並びに不均衡

を是正すること。

二、恩給及び共済年金を生活水準の向上、物価の上昇並びに現職公務員の給与に即応してスライドさせるよう具体的な調整方法を法制化すること。

三、北海道に在住する恩給及び共済年金受給者には現職公務員に支給される寒冷地諸給与に対応する金額を別に加給すること。

理由

一、現職公務員の給与は毎年のように物価や生活水準の上昇にスライドして増額されており、給与ベースは本年の改定が実施されると約三万八千円に達するが、恩給、共済年金ベースはいまだ二万四千円程度に過ぎない。しかも退職年次別に格差が著しく受給者の中には生活保護法による扶助基準額にも及ばない階層の者が少なくない。

二、国家公務員法第七七条及び国家公務員共済組合法第二百六条の五には恩給、共済年金について「職員が相当年限忠実に勤務して退職した等の場合、その時の条件を考慮して本人及び直接扶養する者のその後における適当な生活の維持を図ることを目的とするものでなければならぬ」と規定されているにもかかわらず、恩給、共済年金ベースの引上げは現職公務員の給与ベースの引上げよりも常に遅れており、しかもきわめて低率に抑えられている。

三、北海道に勤務する現職公務員に支給されている寒冷地諸給与(石炭手当、寒冷地手当)は絶対に必要な生活給の一部であり、その格差上本俸に準ずべきものであるにもかかわらず、恩給、共済年金算定上の基準給与から除外されていることは全く不合理である。

第五二四四号 昭和四十一年一月二十六日受理

恩給、共済年金増額に関する請願

請願者 札幌市北二条西四丁目札幌郵便局

内財団法人北海道郵政福祉協会

長 横川正市

紹介議員 竹田 現照君

この請願の趣旨は、第五二三号と同じである。

昭和四十一年二月十一日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局